

○浜田市建設工事指名競争入札参加者指名基準に係る運用基準

平成 17 年 10 月 1 日告示第 69 号

改正

平成 20 年 4 月 1 日告示第 47 号

令和 6 年 11 月 1 日告示第 144 号

浜田市建設工事指名競争入札参加者指名基準に係る運用基準

浜田市が発注する建設工事の請負契約に関し、指名競争に参加する者の指名について定めた浜田市建設工事指名競争入札参加者指名基準（平成 17 年浜田市告示第 7 号）について、より具体化・明確化を図るため、運用基準を定めるものとする。

1 不誠実な行為の有無

- (1) 浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 17 年浜田市告示第 9 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づき、指名を停止されている者については、停止期間が終了するまで指名しないこと。
- (2) 浜田市発注の建設工事について、工事請負契約書に基づく工事関係者に対する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実な者は、指名しないこと。
- (3) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確である場合には、指名しないこと。
- (4) 入札に際し、所定の誓約書を提出しない入札参加者については、その後における指名を停止又は一時留保すること。
- (5) 請負者が請負った工事に関して、不誠実な行為により発注者等の信頼を著しく失った場合には、指名を一時留保すること。

2 経営状況

- (1) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は、指名しないこと。
- (2) 法人格を有する有資格業者が前年度の市税（法人市民税・固定資産税・軽自動車税）を滞納しているとき又は法人格を有しない有資格業者が前年度の市税（市民税・固定資産税・軽自動車税）を滞納しているときは、指名しないこと。

3 工事成績

- (1) 工事成績が著しく不良な場合は、指名しないこと。
- (2) 工事の施工について関係行政機関等から表彰状又は感謝状を受ける

等工事成績が、特に優良である場合は、十分尊重すること。

(3) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。

4 地理的条件

指名に当たっては、本店又は営業所等の所在地と当該工事の履行場所との距離を勘案すること。ただし、大型工事については、この限りでない。

5 手持ち工事の状況

(1) 有資格業者に係る手持ちの工事量については、浜田市が発注する工事、浜田市土地開発公社及び浜田市土地改良区が発注する工事を対象に状況を把握すること。ただし、入札方式によっては、入札参加希望者の手持ちの工事量を対象にすることができる。

(2) 手持ちの工事量の状況からみて、当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。

6 当該工事施工についての技術的適性

(1) 当該工事と同種工事について、相当の実績があること。

(2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。

(3) 地形・地質等自然的条件、周辺環境条件等工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。

(4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。

7 安全管理の状況

(1) 指名停止要綱に基づき、事故等による指名停止期間中は、指名しないこと。

(2) 浜田市が発注する工事について、安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善が行われない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないこと。

(3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。

8 労働福祉の状況

(1) 賃金不払いに関する労働基準局からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないこと。

(2) 建設労働者の雇用、労働条件の改善に取り組み表彰状を受けていること、安全管理成績が特に優良であること等労働福祉の状況が特に優良で

ある場合は、十分尊重すること。

(3) 労働福祉の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。

9 工事経歴

当該工事と同種の工事について、工事経歴（入札参加資格申請書に添付されているものに基づく。）を有する場合は、尊重すること。

附 則

この告示は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日告示第 47 号）

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 11 月 1 日告示第 144 号）

この告示は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。